



令和2年7月2日

総務大臣 高市 早苗 様

泉佐野市長 千代松 大耕



ふるさと納税指定制度への本市の早期指定を求める要望書

令和2年6月30日、最高裁判所において、ふるさと納税指定制度における本市不指定について、不指定の取消を求めている裁判で本市の主張が認められました。

これにより早期に復帰させていただき、これまで以上に真摯に制度に向き合い取り組んでまいりたいと考えております。

ふるさと納税制度は、国と地方が連携し、地方分権、地方創生を目的に創意工夫して取り組むことが本来の目的であるとともに、本市にとりましても、地域活性化に大きく寄与してきた施策であることから、これまで一生懸命に取り組んでまいりました。本市が早期に本制度へ指定され参加することは、市民と地元事業者の切なる願いでもあり、本市活性化に向けての大きなステップになるものと考えております。

また、ふるさと納税制度は、地方創生にとってなくてはならない制度であり、より良い制度として発展させていくためには、国と地方、有識者などがしっかりとコミュニケーションをとり、新たなふるさと納税制度を作り上げていくことができれば、今後のふるさと納税、ひいては地方分権、地方創生のさらなる発展に結びつくものと確信しております。

本市は、今後、法令遵守はもちろん、制度をより良いものに発展させるよう全国の自治体と協調し取り組んでまいり所存でございますので、貴職におかれましては、今回の最高裁の判決の趣旨を踏まえていただき、ふるさと納税制度への本市の早期指定をお願い申し上げます。

以上